

【補足説明】

○重層的支援体制整備事業

近年、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、高齢者、障害、子育て、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないケースが発生してきました。このような状況の中、創意工夫をもって包括的な支援体制を構築できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき、令和3年4月より施行された新事業が「重層的支援体制整備事業」です。この事業は、市町村が既存の相談支援や地域づくり支援などの取り組みを生かしながら、地域の様々な支援者がつながり合うことで、地域全体で相談者に寄り添い、今までの制度では解決しきれなかった狭間のニーズなどへの対応を行っていくことを目的としています。

また、従来の分野別の支援体制においては、複合的な課題や狭間のニーズに対応する事業を行う場合、各制度の交付金等の目的外使用と指摘されないよう、属性ごとの按分処理が必要となるため、市町村の事務負担が大きいという実情がありました。一方で、重層的支援体制整備事業を実施することにより、市町村は、属性を問わず広く地域住民を対象とした取組について交付金を一体的に受けられるようになるため、制度の狭間の問題や世帯への包括的な支援、また地域住民等による地域福祉の推進などを柔軟に展開することが可能となっています。

この事業を実施するためには、①属性を問わない相談支援、②参加支援（就労支援等）、③地域づくりに向けた支援（世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり等）を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化しながら、①から⑤までの事業を一体的に実施する体制を創設する必要があります。なお、この事業を進めるに当たっては、市町村が地域住民や地域の関係機関等と考え方や進め方を共有しながら取組を進めていくプロセスを丁寧に行う必要があります。そのため、全ての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業となっています。

○埼玉DWA T (Disaster Welfare Assistance Team※)

DWA Tとは、福祉専門職で構成する災害派遣福祉チームのことです。

埼玉県では、大規模災害時に、関係機関が連携して支援に取り組むため、2017年5月に「埼玉県災害福祉支援ネットワーク」が設立されています。避難所等で配慮が必要な方（高齢者、障害者、乳幼児など）に対して福祉支援が円滑に実施できるよう、埼玉県は、被災地の要請に基づき、現地の避難所等に、福祉専門職等で構成する埼玉DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣しています。

【参考】埼玉県災害福祉支援ネットワーク構成団体

1 事業者団体（12団体）

埼玉県社会福祉法人経営者協議会、埼玉県老人福祉施設協議会、埼玉県介護老人保健施設協会、埼玉県身体障害者施設協議会、埼玉県発達障害福祉協会、埼玉県セルフセンター協議会、埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会、埼玉県救護施設連絡協議会、埼玉県児童福祉施設協議会、埼玉県乳児施設協議会、埼玉県保育協議会、埼玉県母子生活支援施設協議会

2 職能団体（5団体）

埼玉県社会福祉士会、埼玉県介護福祉士会、埼玉県精神保健福祉士協会、埼玉県介護支援専門員協会、埼玉県相談支援専門員協会

3 埼玉県社会福祉協議会

4 市町村（4市）※現在は政令指定都市と中核市との連携を図っているようです。

さいたま市、川越市、川口市、越谷市

5 埼玉県